

平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆ 「滋賀働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

フリーダイヤル：0120-100-227

FAX：077-526-3577

E-mail：hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp

URL：http://www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/

住所：大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階 （一社）滋賀経済産業協会内

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

申請先

- ◆ 滋賀労働局雇用環境・均等室

住所：〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 4階

電話：077-523-1190

業務改善助成金の申請手続

事業主

労働局

助成金交付申請書の提出(事業実施計画を添付)

助成金交付申請書の受付・審査(1月31日まで)

助成金交付決定・通知

通知の受理

事業実施
(事業場最低賃金の引き上げ、
生産性向上のための設備・器具などの導入)

事業実績報告書の提出
(事業の完了日から1カ月以内または
翌会計年度の4月10日のいずれか早い日まで)

事業実績報告書の受付・審査

交付額の確定・通知

助成金支払請求

助成金の支給手続き

助成金受取

最低賃金引き上げ

*最低賃金確定前(10月2日まで)
に交付申請・賃上げをすると事業
主の負担が最も軽減されます。